

平成十六年法律第二百五十四号

(信託業法)

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部
を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 信託会社	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
第二節 総則(第三条・第六十五条)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
第三節 主要株主(第十七条・第二十条)	第四節 経理(第三十二条・第三十五条)	第五章 信託契約代理店
第四節 監督(第三十六条・第五十条)	第五節 特定の信託についての特例(第五十一条の二・第五十二条)	第六章 業務(第七十四条・第七十六条)
第五節 第二節の規定により當む業務並びに當む信託業及び外国信託会社のための信託契約代理店が當む信託契約代理業	第六節 第二節の規定により當む業務並びに當む信託業及び外国信託会社のための信託契約代理店が當む信託契約代理業	第七章 雜則(第八十五条)
附則	附則	附則

第一條 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二條 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
附則	附則	附則

第一節 総則	第二節 総則	第三節 総則
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
附則	附則	附則

一定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するためには十分なものであること。

二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

三 人の構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第十二条号に規定する指名委員会等をい（う。）

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 他の信託会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四条の商号を用いようとする株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

七 他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確實に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上に支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちのいずれかに該当する者のある株式会社

九 本公司の法律に相当する外國の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合においてその取消しの日から五年を経過しない者

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役

二 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第三項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により第十号イにおいて同じ。）を取扱い消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しが該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第十二条号に規定する指名委員会等をい（う。）

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 他の信託会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四条の商号を用いようとする株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

七 他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確實に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上に支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちのいずれかに該当する者のある株式会社

九 本公司の法律に相当する外國の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合においてその取消しの日から五年を経過しない者

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役

二 項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外國の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

三 第六十一条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第三項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により第十号イにおいて同じ。）を取扱い消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しが該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第十二条号に規定する指名委員会等をい（う。）

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 他の信託会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四条の商号を用いようとする株式会社

六 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

七 他に當む業務がその信託業務に関連しない業務である株式会社又は当該他に當む業務を當むことがその信託業務を適正かつ確實に當むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上に支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第二項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちのいずれかに該当する者のある株式会社

九 本公司の法律に相当する外國の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合においてその取消しの日から五年を経過しない者

ト 第四十四条第二項若しくは第四十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役

れ、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第六号に規定する法律の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者である者

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者
(2) 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回つてはならない。

4 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使する

き、会社法第八百七十九条第三項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新がされたときは、その登録（会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実としての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるものとのみならぬ）の登録の更新を受けようとする者は、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八四七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

6 第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権が保有する当該対象議決権の適用については、当該各号に定める第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権が保有しているものとみなす。

ハ 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

二 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社の登記事項証明書

三 業務方法書

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

六 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は处分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

三 信託業務の一部を第三者に委託する場合にかかる登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

四 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

第五条 信託会社（管理型信託会社を除く。）の登録を受けた者は、管理型信託業を営むことは、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（第二十一条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）

六 その他内閣府令で定める事項（登録簿への登録）

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）のいすれかに該当する者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のために必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

五 人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない株式会社

六 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第十一条 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

一 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

二 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第

4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
5 信託会社は、第一項の當業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。
6 信託の受益者は、当該信託に関する生じた債務を受ける権利を有する。
7 前項の権利の実行に関する必要な事項は、政令で定める。
8 信託会社は、當業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
9 第一項又は前項の規定により供託する當業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。）をもつてこれに充てることができるものとする。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した當業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託の登録が新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は當業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
11 前各項に規定するものほか、當業保証金に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定め（変更の届出）
第十二条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更がある

2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間に内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。
4 内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
5 内閣総理大臣は、前項の届出書には、第五条第二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約すればならない。
6 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。（業務方法書の変更）

2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
2 管理型信託会社は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）

2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務の委託）

信託会社が信託業務を次に掲げる第三者（第二号又は第二号にあつては、株式の所有関係又は人的関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠つたときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

三 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

四 信託行為において信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

二 指定紛争解決機関との契約締結義務等

三 第二十三条の二 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合

二 指定紛争解決機関が存在しない場合

三 第二十三条の二 信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

四 信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該本

統実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき

三 第一項の規定による紛争解決等業務の廃止

大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十

三 第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき

大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十

三 第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき

大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に定める措置を講じなければならない。

三 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に定める措置を講じなければならない。

四 信託の引受けに係る行為準則

二 第二十四条 信託会社は、信託の引受けに關して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 委託者に對し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に對し、不確實な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させらるおそれのあることを告げる行為

三 委託者若しくは受益者又は第三者に對し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 委託者若しくは受益者又は第三者に對し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足すること

を約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

六 信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならぬ

二 第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等の名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の四（契約締結時等の情報の提供）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三项、第四項、第六項及び第七項（損失補填等）の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止、特定投資家の

有価証券に関する告知義務のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雜則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条の二に規定する特定信託契約（以下「特定信託契約」といふ。）と、同法第三十四条の二に規定する特定信託契約（以下「特定信託契約」といふ。）と、同法第三十九条第二項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等（信託業法第二十四条第二項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等（信託業法第二十四条第二項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）」と、同項第三号中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定められる。

二 第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。たゞ、委託者の保護に支障を生ずることがない

場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
 (信託契約締結時の情報の提供)

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を委託者に提供しなくても委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 信託契約の締結年月日
 二 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号
 三 信託の目的
 四 信託財産に関する事項
 五 信託契約の期間に関する事項

は、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間ごとに、当該信託財産に係る受益者に対する注意をもつて、信託業務を行わなければならぬ。ただし、当該情報を受益者に提供しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託会社の忠実義務等)

第二十七条 信託会社は、信託の本旨に従い、受益者の注意をもつて、信託業務を行わなければならぬ。

一 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者との間における取引として政令で定める者をいう。）と信託財産との間の取引となつて行うもの

二 一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

三 第三者との間ににおいて信託財産のためにする取引であつて、自分が当該第三者の代理人となりて行うもの

四 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるとき。

二 前号に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総額数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときその他内閣府令で定めるとき）は、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

三 前号に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総額数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるとき）は、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

（信託財産に係る行為準則）

第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。

三 信託財産に関する情報をを利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。

（重要な信託の変更等）

第二十九条の二 信託会社は、重要な信託の変更（信託法第百三十三条第一項各号に掲げる事項に係る信託の変更等）という。又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この条において「重要な信託の変更等」という。）をしようとする場合に当該信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合その他内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより公告し、又は受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この条において同じ。）に各別に催告しなければならない。

一 重要な信託の変更等をしようとする旨

二 重要な信託の変更等に異議がある旨

三 その他内閣府令で定める事項

（信託の公示の特例）

第三十条 信託会社が信託財産として所有する登録国債（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第二項の規定により登録をした国債をいう。）について同法第三条の移転の登録その他内閣府令・財務省令で定める登録を内閣府令・財務省令で定めるところにより信託財産である旨を明示してする場合は、信託法第十一条の規定の適用については、これらの登録を信託の登録とみなす。

（信託財産に係る債務の相殺）

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債務の当該信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき（各受益権の登

内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の額が同項の規定による公報又は催告の時における当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときその他内閣府令で定めるときは、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

（信託財産に係る債務の相殺）

第三十二条 信託会社は、信託財産に属する債務の当該信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき（各受益権の登

2 一 信託契約の合意による終了に関する事項
 二 信託財産の計算期間に関する事項
 三 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
 四 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
 五 信託財産の交付に関する事項
 六 信託契約の期間に関する事項
 七 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）
 八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
 九 受益者に関する事項
 十 信託財産の交付に関する事項
 十一 信託報酬に関する事項
 十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
 十三 信託財産の計算期間に関する事項
 十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
 十五 信託契約の合意による終了に関する事項
 十六 その他内閣府令で定める事項
 前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
 該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合に

2 一 信託財産の状況に係る情報の提供
 二 信託会社は、その受託する信託財産について、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 三 その他の内閣府令で定める事項
 四 信託契約の合意による終了に関する事項
 五 信託財産の計算期間に関する事項
 六 信託契約の締結時に係る情報の提供
 七 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
 九 受益者に関する事項
 十 信託財産の交付に関する事項
 十一 信託報酬に関する事項
 十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
 十三 信託財産の計算期間に関する事項
 十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
 十五 信託契約の合意による終了に関する事項
 十六 その他内閣府令で定める事項
 前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
 該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合に

2 一 信託財産の状況に係る情報の提供
 二 信託会社は、その受託する信託財産について、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 三 その他の内閣府令で定める事項
 四 信託契約の合意による終了に関する事項
 五 信託財産の計算期間に関する事項
 六 信託契約の締結時に係る情報の提供
 七 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
 九 受益者に関する事項
 十 信託財産の交付に関する事項
 十一 信託報酬に関する事項
 十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
 十三 信託財産の計算期間に関する事項
 十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
 十五 信託契約の合意による終了に関する事項
 十六 その他内閣府令で定める事項
 前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
 該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合に

2 一 信託財産の状況に係る情報の提供
 二 信託会社は、その受託する信託財産について、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 三 その他の内閣府令で定める事項
 四 信託契約の合意による終了に関する事項
 五 信託財産の計算期間に関する事項
 六 信託契約の締結時に係る情報の提供
 七 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、當該信託の締結時に係る情報の提供（以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下同じ。）に各別に催告しなければならない。
 八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要
 九 受益者に関する事項
 十 信託財産の交付に関する事項
 十一 信託報酬に関する事項
 十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
 十三 信託財産の計算期間に関する事項
 十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項
 十五 信託契約の合意による終了に関する事項
 十六 その他内閣府令で定める事項
 前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。
 該信託財産の計算期間（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合に

に規定する金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この項において「商品取引清算機関」を債務者とするもの（清算機関が債務引受け等（同法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受け業等として、引受け、更改その他の方法により債務を負担することをいう。以下この項において同じ。）により引受け等の対価として負担したものに限る。）と相殺することができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。前項の規定により相殺を行ふ信託会社は、当該相殺により信託財産に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責めに任ざる。

第四節 経理

（事業年度） 第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

（事業報告書） 第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度終過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧） 第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第一項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて作成されることができない方式で作られる記録は認識することができない）をもつて作成することができる。この場合において当該説明書類の内容である情報を受けたもののみなす。（株主の帳簿閲覧権の否認） 第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九号に掲げる）においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる

条までにおいて同じ。）の会計帳簿及びこれに関する資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

第五節 監督

（合併の認可） 第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社（第四項において「合併後の信託会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けた二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうち虚偽の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けて合併により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（新設分割の認可） 第三十七条 信託会社が新たに設立する株式会社に信託業の全部の承継をさせるために行う新設分割（次項及び第五項において「新設分割」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、新設分割により設立する株式会社（第四項において「設立会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けた二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうち虚偽の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けて吸收分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（事業譲渡の認可） 第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡について、内閣総理大臣は、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けを供したものののみなす。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したもののみなす。

（株主の帳簿閲覧権の否認） 第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九号に掲げる）においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる

要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

（譲受会社が承継する信託業の内容） 第三十八条 信託会社が他の株式会社に信託業の全部又は一部の承継をさせるため行う吸收分割（次項及び第五項において「吸收分割」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業のみの承継をさせる吸收分割については、この限りでない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、吸収分割により信託業の全部又は一部の承継をする株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる要件が該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、譲受会社が他の外国信託会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第一項の認可を受けけて新設分割により設立する株式会社は、その成立の時に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（権利義務の承継） 第四十一条 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の处分に基づいて有していった権利義務を承継する。

2 前項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする信託会社について準用する。

（届出等） 第四十二条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

1 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

2 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる

第一項 第一号	第二項 第一項各号	第三項 第一項各号	第四項 第一号	第五项 第一項各号
第五条第一項各号	第五十三条第五項各号	第五十三条第六項各号	第五条第一項各号	第五十三条第二項各号
号	号	号	号	号

三	その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
2	信託会社が次の各号のいずれかに該当するこ ととなつたときは、当該各号に定める者は、遅 滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なけれ ばならない。 一 信託業を廃止したとき（会社分割により信 託業の全部の承継をさせたとき、及び信託業 の全部の譲渡をしたときを含む。）。その会 社（合併により消滅したとき。その会社を代 表する取締役若しくは執行役又は監査役であ った者）
3	破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人
4	合併及び破産手続開始の決定以外の理由に より解散したとき。その清算人
5	信託会社は、信託業の廃止をし、合併（当該 信託会社が合併により消滅するものに限る。） をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由 による解散をし、会社分割による信託業の全部 若しくは一部の承継をさせ、又は信託業の全部 又は一部の譲渡をしようとするときは、その日 の三十日前までに、内閣府令で定めるところに より、その旨を公告するとともに、すべての營 業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなけ ればならない。
6	信託会社は、前項の公告をしたときは、直ち に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな らない。
7	信託会社（管理型信託会社を除く。以下この 項において同じ。）が第七条第一項若しくは第五 十二条第一項の登録を受けたとき、又は管理 型信託会社が第五十二条第一項の登録を受けた ときは、当該信託会社又は当該管理型信託会社 は、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ り、その旨を公告するとともに、すべての營業 所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなけれ ばならない。

2	内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全 かつ適切な運営を確保するため特に必要がある と認めるときは、その必要な限度において、當 該信託会社の主要株主若しくは当該信託会社を 子会社とする持株会社の主要株主に対し第十七 条から第十九条までの届出若しくは措置若しく は当該信託会社の業務若しくは財産に関し参考 となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又 は当該職員にこれらの主要株主の営業所若しく は事務所に立ち入らせ、第十七条から第十九条 までの届出若しくは措置若しくは当該信託会社 の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、 若しくは当該主要株主の書類その他の物件を検 査させることができる。
3	内閣総理大臣は、信託会社の信託業務の健全 かつ適切な運営を確保するため特に必要がある と認めるときは、その必要な限度において、當 該信託会社から業務の委託を受けた者（その者 から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。） を受けた者を含む。以下の項及び次項におい て同じ。）に対し当該信託会社の業務若しくは 財産に関するべき報告若しくは資料の 提出を命じ、又は当該職員に当該信託会社から 業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、當 該信託会社の業務若しくは財産の状況に関し て質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検 査させることができる。
4	前項の信託会社から業務の委託を受けた者 は、正当な理由があるときは、同項の規定によ る報告若しくは資料の提出又は質問若しくは檢 査を拒むことができる。
5	第一項から第三項までの規定により立入検査 をする職員は、その身分を示す証明書を携帶 し、関係者に提示しなければならない。

6	第一項から第三項までの規定による立入検査 の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解してはならない。
---	--

2	内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する行為をしたときは、又は前項第四号に該当する行為をしたときは、当該管理型信託会社に対する監督上の処分（運用型信託会社に対する監督上の処分）
3	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下この条において同じ。）が第三条の免許を取消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
4	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下この条において同じ。）が第三条の免許を受けたときに第五条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
5	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

2	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。
3	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。
4	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。
5	内閣総理大臣は、信託会社（管理型信託会社を除く。）が第七条第一項又は第五十二条第一項の登録を受けたときは、当該信託会社の第三条の免許又は第七条第一項の登録は、その効力を失う。

3	不正の手段により第七条第一項の登録を受 けたことが判明したとき。
4	法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分 に違反したとき。
5	内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に對し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ぜることができる。（管理型信託会社に対する監督上の処分）
6	第一項の信託会社から業務の委託を受けた者 は、正当な理由があるときは、同項の規定によ る報告若しくは資料の提出又は質問若しくは檢 査を拒むことができる。
7	内閣総理大臣は、信託会社の取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第五号若しくは第六号に該当する行為をしたときは、当該信託会社に對し当該取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役の解任を命ぜることができる。

合を含む。)の適用については、同項中「委託者、受益者又は受益者」とあるのは、「委託者、受益者又は内閣総理大臣」とする。
前項の場合における信託法第六十二条规定第二項及び第四項並びに第六十三条第一項の適用については、これらの規定中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又は内閣総理大臣」とする。
第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であった受託者は、なお信託会社とみなす。

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)
第五十条 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。
内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。
第四十一条 第一項、第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例)
第五十条の二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしようとする者は、当該信託の受益権を多数の者(政令で定める人数以上の者

をいう。第十項において同じ。) が取得することができる場合として政令で定める場合には、内閣総理大臣の登録を受けなければならぬ。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令

二、第七条第二項から第六項までの規定は、前項の登録について準用する。
三、第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十五項の規定により読み替えて適用する第四十五

第一条第一項第三号及び第九十一条第三号において
同じ。)を受けようとする者(第六項において
「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載
した申請書を内閣総理大臣に提出しなければな
らない。

二一
資本金の額

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員）の氏名
四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称
五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する業務の種類
六 前号の業務以外の業務を営むときは、その業務の種類
七 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行ふ營業所の名称及び所在地
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款
二 会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。第六項において同じ。）の登記事項
證明書
三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類
四 貸借対照表
五 その他内閣府令で定める書類
前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類
二 信託財産の管理又は処分の方法
三 信託財産の分別管理の方法
四 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制
五 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合には、委託する事務の内容並びに委託する先の選定に係る基準及び手続（第二十二条第三項各号に該当する事務を委託する場合を除く。）
六 信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制
七 その他内閣府令で定める事項
内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない 会社	四 一定款若しくは第四項第三号に掲げる書類の 規定が、法令に適合せず、又は信託法第三条 第三号に掲げる方法によってする信託に係る 事務を適正に遂行するために十分なものでな い会社	一 会社でない者 二 資本金の額が受益者の保護のため必要かつ 適當なものとして政令で定める金額に満たな い会社
五 人の構成に照らして、信託法第三条第三号 に掲げる方法によってする信託に係る事務を 的確に遂行することができる知識及び経験を 有すると認められない会社	六 第五条第二項第五号又は第六号に該当する 会社	七 他に営む業務が公益に反すると認められ、 又は当該他に営む業務を営むことがその信託 に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき 支障を及ぼすおそれがあると認められる会社
八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査 役のうちに第五条第二項第八号イからチまで のいずれかに該当する者のある会社	九 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定める ところにより計算するものとする。	十 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請があつ た場合においては、第六項の規定により登録を 拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自 己信託登録簿に登録しなければならない。
一 第一項各号に掲げる事項	二 登録年月日及び登録番号	三 内閣総理大臣は、自己信託登録簿を公衆の縦 覧に供しなければならない。
四 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三 号に掲げる方法によって信託をしたとき（当該 信託の受益権を多数の者が取得することができ る場合とて政令で定めるときによる。）は、 当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定 めるものに、内閣府令で定めるところにより、 当該信託財産に属する財産の状況その他の当該 財産に関する事項を調査させなければならな い。	五 第一項の登録を受けた者は、内閣府令で定め るところにより、他に営む業務を営むことが同 項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うこと につき支障を及ぼすことのないようにしなけれ ばならない。	

第八条第一項商号	第二号	第八条第一項資本金	第一号	第八条第一項商号
監査役	第三号	第八条第一項信託業務	第五号	第八条第一項取締役及び役員
の営業所	第六号	第八条第一項本店その他	第八条第一項	信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。）
事項証明書	第一号	第八条第二項定款	第二号	主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所
登記事項証明書	第二号	第八条第二項会社の登記	第一号	登記事項証明書
業承認事業者登録簿	第一号	第九条第一項管理型信託	第一号	特定大学技術移転事業
業承認事業者登録簿	第一号	第九条第一項管理型信託	第一号	資本金又は出資の額
で	第三号	第十条第一項第二号及び第一号	第一号	満たない法人
で	第三号	第十条第一項前号に規定する金額に満たない株	第一号	満たない株
業に該当する信託の引受け	第四号	第十条第一項定款	第五号	管理型信託
法人	株式会社	管理型信託	第五号	管理型信託
法人	株式会社	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け	第五号	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け
引受け	法人	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け	第三	承認事業者が第一項の登録を受けて信託の引受けを行う場合には、当該承認事業者が信託会社（第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四十五条、第四十六条第三項並びに第四十七条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第十一條（第十項の登録の未更新並びに免許の取消し及び失効に係る部分を除く。）、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第二十九条の三まで、第三十三条、第三十四条、第四十一条（第五項を除く。）、第四十二条（第二項を除く。）、第四十三条、第四十五条、第四

第十六条（免許の失効に係る部分を除く。）、第四十七条（登録の未更新に係る部分を除く。）、第四十八条（免許の取消しに係る部分を除く。）、第四十九条（登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。）並びに第五十条並びにこれらの規定に係る第七章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

商号	事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）	事項	商号
商号又は名称		事項	商号又は名称

額として内閣府令で定めるものの額及びすべての支店の計算に属する負債のうち内閣府令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

第五十六条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 管理型外国信託会社は、第五十四条第三項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。

(届出等)

第五十七条 外国信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 国内において破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたとき。

二 合併（当該外国信託会社が合併により消滅した場合を除く。）をし、信託業の一部の承継をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 外国信託会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 合併により消滅したとき。その外国信託業者の役員であった者	四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき（支店の清算を開始したときを含む。）の、その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者
三 店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管	五 外国信託会社は、すべての支店における信託業のすべての廃止（外國における信託業のすべての廃止を含む。）をし、合併（当該外国信託会社が合併により消滅するものに限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、支店における信託業の全部の承継（外國における信託業の全部の承継を含む。）若しくは一部の承継をさせ、又は支店における信託業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
四 財人に相当する者	六 外国信託会社は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
五 内閣総理大臣は、前項の公告を受けたときは、以下この項において同じ。）が第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録を受けたとばならない。	七 公益を害する行為をしたとき。
6 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は当該管理型外国信託会社は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとき。	八 不正の手段により第五十三条第一項の免許を受けたことが判明したとき。

2 内閣総理大臣は、外国信託会社の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要な措置を命じ、又は当該職員に当該支店その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。	九 第五十三条第一項の免許に付した条件に違反したとき。
3 内閣総理大臣は、当該管理型外国信託会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し当該外国信託会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該支店その他の施設に立ち入らせ、当該外国信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。	十 第五十三条第一項の免許に付した条件に違反したとき。
4 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。	十一 第五十三条第六項第一号又は第四号から第六号までに該当することとなつたとき。
5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	十二 第五十四条第六項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。
6 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けたことをが判明したとき。	十三 不正の手段により第五十三条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

2 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国信託会社が電子公告（同法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。）により	一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
3 内閣総理大臣は、当該管理型外国信託会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し当該外国信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。	二 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
4 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。	三 不正の手段により第五十三条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
6 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けたことをが判明したとき。	五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、管理型外国信託会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が第五条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国信託会社が電子公告（同法第二条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。）により	一 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
3 内閣総理大臣は、当該管理型外国信託会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し当該外国信託会社の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。	二 第五十三条第六項第一号から第六号までに該当することとなつたとき。
4 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。	三 不正の手段により第五十三条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
6 第一項又は第二項の規定により立入検査を受けたことをが判明したとき。	五 公益を害する行為をしたとき。

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	(2) 第五条第一項第八号ロからチまでのいづれかに該当する者
四 所属信託会社の商号	一 所属信託会社の商号
五 他に業務を営むときは、その業務の種類	二 信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。）又は
六 その他内閣府令で定める事項	三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者
一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面	(変更の届出)
二 業務方法書	五 他に営む業務が公益に反すると認められる者
三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）	三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者
四 その他内閣府令で定める書類	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。	第五条第一項第八号ロからチまでのいづれかに該当することとなつたときは、当該各号に届け出しなければならない。
第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。	第六十九条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項
一 前条第一項各号に掲げる事項	2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
二 登録年月日及び登録番号	3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	(登録簿への登録)
(登録の拒否)	(標識の掲示等)
第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第七十一条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者	2 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。
イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者	3 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	(顧客に対する説明)
(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者	第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。）又は

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者	第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に關して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に關して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。
イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者	第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）」とあるのは、「次に掲げる行為」と、第二十五条中「事項（特定信託契約による信託の引受けを行なうときは、同号に掲げる事項を除く。）」とあるのは、「事項」と、「当該信託会社」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者	第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

二 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定の業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。	第四節 監督
三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者	第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に届け出しなければならない。
四 他に営む業務が公益に反すると認められる者	一 信託契約代理業を廃止したとき（会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。）その個人又は法人を内閣総理大臣に届け出なければならない。
五 他に営む業務が公益に反すると認められる者	二 信託契約代理店である個人が死亡したときに、その相続人
六 その他内閣府令で定める事項	三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面	五 信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人
二 業務方法書	(廃業等の届出)
三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）	第六十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の當業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。
四 その他内閣府令で定める書類	第六十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の當業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。
五 他に営む業務が公益に反すると認められる者	第六十三条 信託契約代理店は、自己の名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。
六 その他内閣府令で定める事項	(業務改善命令)

するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店が契約代理店に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。
(監督上の処分)
第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十一条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第七十条各号（第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第六十一条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
四 公益を害する行為をしたとき。
五 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができ。

(登録の失効)
第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十一条第一項の登録は、その効力を失う。
（登録の抹消）
第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十一条第一項の登録を取り消したとき、又は前項の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。
（第五節 雜則）
(所属信託会社の損害賠償責任)
第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責務に任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第五章 の二 指定紛争解決機関

第一節 総則

（紛争解決等業務を行う者の指定）
第八十五条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができます。

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処

一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。
二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定である指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めたものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でその取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終了するものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
四 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。
五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経済的及び技術的な基礎を有すること。
六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決手続実施基本契約の内容（第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。前項の申請をしようとする者は、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合は、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない者。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。前項の申請をしようとする者は、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合は、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない者。

九 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処

一 分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しなかつた者でその取消しの日から五年を経過しなかつた日から五年を経過しない者でその取消しの日から五年を経過しない者でない者。

二 前項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、並びに主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。
（指定の申請）

三 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等業務を行ふ営業所又は事務所の名称及び所

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することとを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類

六 前項第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定める書類

七 その他内閣府令で定める書類

八 借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

九 第八十五条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

一 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令によればならない。

二 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令によればならない。

第二節 業務

(指定紛争解決機関の業務)
第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入信託会社等(手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等をいふ。以下この章において同じ。)若しくはその顧客(以下この章において単に「当事者」といふ。)又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)
第八十五条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

第八十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の締結に関する事項
二 手続実施基本契約の内容に関する事項
三 紛争解決等業務の実施に関する事項
四 紛争解決等業務に要する費用について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項
五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する事項にかかる料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者の連携に関する事項
七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
八 前各号に掲げるもののはか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
九 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立てに

申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託会社等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告すること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に對し手続対象信託業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に申立てををする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手續対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手續対象信託業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入信託会社等に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の当事者とする手続対象信託業務関連紛争の当事者を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を手續対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する關係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。)を手續対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託

十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手續対象信託業務関連苦情の処理又は手續対象信託業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

十二 入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決手続において、紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十三 前各号に掲げるもののほか、手續対象信託業務の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

十四 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決手続において、紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十五 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十六 指定紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十七 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

十八 指定紛争解決機関が紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

十九 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十一 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十二 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十三 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十四 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十五 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十六 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十七 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十八 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十九 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

三十 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

三十一 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

三十二 指定紛争解決手続において陳述された意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手續対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解手続が成立する見込みがないと判断したときは、その旨を速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

十六 第一項第四号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といいう。）を定めていること。

十七 負担金額等が著しく不当なものでないことを。

十八 第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入信託会社等が受諾しなければならないものをいう。

十九 一当事者である加入信託会社等の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二十 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

二十一 当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

二十二 顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われていて、当事者間に対象信託業務関連紛争について、当事者間に

おいて仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは手続が成立したときは、

第十八条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するところに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第十八条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き、当該不履行につき正當な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入信託会社等の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

二 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連紛争を未然に防止し、並びに手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力團員等の使用の禁止）

第八十五条の九 指定紛争解決機関は、暴力團員等（暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力團員（以下この条において「暴力團員」という。）又は暴力團員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第八十五条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入信託会社等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第十八条の十一 指定紛争解決機関は、第八十五条の十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

四 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立て

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第八十五条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てをしたとき、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するところに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第八十五条の十三 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連苦情の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

二 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

三 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 手続対象信託業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合においては、同条第二項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

六 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入信託会社等の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行ふに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるとときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

五 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

六 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第八十五条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

七 �紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

八 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入信託会社等の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手續の進行

三 その他内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手續実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

<p>三 紛争解決委員の氏名</p> <p>四 紛争解決手續の実施の経緯</p> <p>五 紛争解決手續の結果 (紛争解決手續の終了の理由及びその年月日を含む。)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの (時効の完成猶予)</p>	<p>第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。</p>
--	---

<p>第七章 紛争解決手続の実施</p> <p>第一节 紛争解決手続の実施</p> <p>第二節 紛争解決手続の実施の方法</p> <p>第三節 监督</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第八十五条の十七 指定紛争解決機関ではない者 (金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。) は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>	<p>当該手続対象信託業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。 これは、訴訟裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。第一項の決定を取り消すことは、不服を申し立てることができない。</p>
<p>第八十五条の十八 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>第八十五条の十九 指定紛争解決機関は、次の方号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>

<p>第八十五条の二十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第八十五条の二十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行のため必要があると認められるとき、訴訟手続が実施されていること。</p>
<p>第八十五条の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができるものとし、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>第八十五条の二十三 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>

<p>第八十五条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>第八十五条の二十五 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四ヶ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。</p>
<p>第八十五条の二十六 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>第八十五条の二十七 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p>

と認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第八十五条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。

指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

<p>第八十五条の二十九 指定紛争解決機関は、次の方号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>第八十五条の三十 指定紛争解決機関は、外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に對し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずことができるものとし、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
--	---

した場合 (その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

（紛争解決等業務の休廃止）

解消等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項の規定による指定期を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

三 第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第六章 雜則

（財務大臣への資料提出等）

第八十六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、信託業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託会社、外国信託会社又は信託契約代理店に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（権限の委任）

第八十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（適用関係）

第八十八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。（内閣府令への委任）

第八十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を営んだ者

二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の登録を受けた者

三 不正の手段により第七条第一項、第五十条の二第一項第一項第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者

四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者

五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において准用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

六 第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（第一条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

（権限の委任）

第八十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（適用関係）

第八十八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。（内閣府令への委任）

第八十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手續、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第九十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることにより付した条件に違反した者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者が罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第五十九条第一項又は第五十三条第九項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

五 第五十三条第一項又は第五十三条第九項の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電子的方法により不特定多数の者が提供を受けた者

七 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

八 第二十九条第二項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電子的方法により不特定多数の者が提供を受けた者

九 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者

十 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

十一 第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

十二 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電子的方法により不特定多数の者が提供を受けた者

十三 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十四 第四十二条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 第三十九条第二項（同条第五項（第六十条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十八 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十九 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十一 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十二 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十五 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

む。)において準用する場合を含む。)若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者十六、第五十一条第二項の規定による届出をせしむ、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者十七、第五十一条第四項の規定による命令に違反した者十八、第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者十九、第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者二十、第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者二十一、第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者二十二、第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者二十三、第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者二十四、第五十七条第三項又は第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者二十五、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対しして答弁をせしむ、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者二十六、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対しして答弁をせしむ、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者二十七、第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者二十八、第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者二十九、第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を

受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をして説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者三十、第八十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者三十一、第八十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者三十二、第八十五条の三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載をしてこれらを提出した者三十三、第八十五条の九の規定に違反した者三十四、第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者三十五、第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者三十六、第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者三十七、第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者三十八、第八十五条の二十三第一項及び第二十九条の四第一項」とあるのは「この項目と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条、次条第一項及び第二十九条の四第一項」とあるのは「この項目と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者
二 第十七条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは第十七条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者
三 第十三条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせしむ、又は虚偽の届出をして提出した者
四 第十九条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして提出した者
五 第四十二条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせしむ、又は虚偽の届出をして提出した者
六 第五十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして提出した者
七 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせしむ、又は虚偽の届出をして提出した者
八 第五百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項(第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
七 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
九 第五十五条前条第七号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は自己の利益のためには、その価額を追徴する。
十 第八十五条の四第一項の規定に違反して、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は自己の利益のためにには、その価額を追徴する。
十一 第八十五条の二第一項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。
十二 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、五十万円以下の罰金に処する。
十三 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十四 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十五 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十六 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十七 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十八 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
十九 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十一 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十二 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十三 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十四 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十五 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十六 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十七 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十八 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。
二十九 第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 九 第七十二条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反した者

十一 第七十二条第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

十二 第七十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第八十五条の二十三第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十八 第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十九 第八十五条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二十 第八十五条の二十四第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二十一 第八十五条の二十四第六項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二十二 第八十五条の二十四第七項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二十三 第八十五条の二十四第八項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二十四 第九十三条（第五号及び第六号を除く。）、第九十三条第三号、第十三号、第二十四号若しくは第三十三号、第九十四条（第五号及び第七号を除く。）又は第九十六条から前条まで各本条の罰金刑

二十五 第九十四条第五号又は第七号の罰金刑

二十六 第九十五条（第五号及び第六号を除く。）、第九十五条第三号、第十三号、第二十四号若しくは第三十三号、第九十六条（第五号及び第七号を除く。）又は第九十七条から前条まで各本条の罰金刑

二十七 第九十七条の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とし人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法規の規定を準用する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合

第一百一条 第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第八章 没収に関する手続等の特例

和二十五年法律第一号による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

四

は、同法第四条第六項（補償の内容）の規定する。

- | | |
|--|--|
| <p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、信託会社の役員若しくは清算人、外國信託会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店（当該信託契約代理店が法人であるときは、その役員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四十三条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したとき。</p> <p>三 第五十五条第四項の規定に違反して、資産を国内において保有しないとき。</p> <p>四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十四条（電子公告調査）の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。</p> <p>五 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。</p> <p>六 第八十二条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>七 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。</p> <p>八 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者</p> <p>九 第二十九条の二の規定に違反して、重要な万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者</p> <p>二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行つた者</p> <p>三 第五十条の二第十項の規定に違反して、調査をさせなかつた者</p> <p>四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>五 正当な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者</p> <p>六 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>七 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>八 第六十六条の規定に違反した者</p> | <p>第八十五条の十六の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>第九十五条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。</p> <p>第一百一条 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。</p> <p>第一百零一条 第九十五条第二項において準用する同法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信託業法第九十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百四条 第一百三十八条の規定を準用する。この手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有の物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）の規定を準用する。（没収された債権等の処分等）</p> <p>第二百四十五条 第九十五条第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第九十五条第七号の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の登記を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。）</p> <p>第二百四十六条 第九十四条第七号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和三十八年法律第二百三十九号）の規定は、</p> |
|--|--|

和二十五年法律第一号による補償の内容につ

いっては、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

- 和二十五年法律第一号による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

附 則 **抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止）

第二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）は、廃止する。

（特定債権の譲渡の公告等に係る経過措置）

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（以下「旧特定債権法」という。）第二条第三項に規定する特定事業者（以下この条において「特定事業者」という。）が旧特定債権法第六条（旧特定債権法第十二条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用する場合を含む。第四項及び第五項において同じ。）の規定により確認を受けたとき、旧特定債権法第二条第一項に規定する特定債権（以下この条において「特定債権」という。）の譲渡に係る計画（第四項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）に従つて、この法律の施行後に特定債権を譲渡した場合におけるその旨の公告については、旧特定債権法第七条及び第八条（これらの規定を旧特定債権法第十二条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

第二 この法律の施行前に旧特定債権法第七条第一項の規定による公告については、旧特定債権法第八条第二項から第四項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

三 この法律の施行前に旧特定債権法第七条第一項の規定によりした公告については、旧特定債権法第七条第一項の規定による公告は、この法律の施行後に第一項の規定によりなお効力を有することとされた旧特定債権法第七条第一項の規定により

施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 前項の公告その他當業保証金の取戻しに關し
必要な手続は、内閣府令・法務省令で定める。
第二百四条 信託会社等（信託会社・生命保険会
社（女正保険業法第二条第三項に規定する生命
保険業者を除く））は、

行日以後に終了する事業年度に係る同条（同項の規定により適用する場合を含む。）に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なる送前の例による。

規定を旧信託業法第百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項(これらの規定を新金融商品取引法

内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十三条の四第一項

（改正保険業法第二条第八項に規定する外國生命保険会社等の施行後改訂に寺官言毛契約（第二十一条の規定による）をいう。）又は、この法律による保険会社をいう。（改正保険業法第二条第八項に規定する外國生命保険会社等の施行後改訂に寺官言毛契約（第二十一条の規定による）をいう。）

第二百九十三条 新金融商品取引法第四十八条の二第一項及び第三項の規定は、交易日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度につ

第二百十三条 銀行、協同組織金融機関その他の政
令で定める金融機関が施行日前にこの旨を公表
第六十五条の五第二項の規定により適用する場
合を含む。の規定による処分とみなす。

第一項第二号に掲げる事項を金融機関登録簿に登録するものとする。

第二百二条 旧信託業法第二百二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その处分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 法第二百一十二条第一項第三号（旧信託業法第百五十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対しされた旧信託業法第二百二十二条第一項又は第二項（これらの場合の信託法第一百五十五条第二項の規定により読み替えられ適用する場合を含む。）に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 旧信託業法第二百二条第一項又は第二項（これら
の規定を旧信託業法第五百条第二項の規定に
より適用する場合を含む。）の規定により登録
を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀團
行、協同組織金融機関その他政令で定める金融
機関又はその役員に限る。）は、その処分を受け
た日において、新金融商品取引法第五十二条
の二第一項又は第二項の規定により登録を取り
消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。
第二百三条 新金融商品取引法第二十九条の四第

新金融商品取引法第三十一条第一項
から第三項までの規定は、みなし登録第二種業
務の施行後は当該顧客が新信託業法第二十四条
の二において準用する新金融商品取引法第三十
四条の二の第一項の規定による申出ができる旨を
新信託業法第二十四条の二において準用する新
金融商品取引法第三十四条の例により告知す
るときには、当該顧客に対し、新信託業法第
二十四条の二において準用する新金融商品取引
法第三十四条に規定する告知をしたものとみな
す。

第二百一十二条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者が施行日前にしたた
旧信託業法第二百二十二条第一項第三号（旧信託業法
五百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する
場合を含む。）の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の
二の規定による処分とみなす。

第二百四十四条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用についての法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けていた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、附則第二百条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

二条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第五十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

者については、当該みなし登録第二種業者が附則第二百条第二項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

第二百六条 新金融商品取引法第三十三条の六の規定は、附則第二百一条第一項の規定により新規

取引法第五十二条第一項第七号（同法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。）に該当する行為とみなして、同法第五十二条第一項（同法第六十五条の五第二項において適用する場合を含む。）の規定を適用する。

2
新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第八十六条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、附則第二百一条第一項の規

3 条第一項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録第二種業者は、施行日において新金融商品取引法第三十一条の二第一項の規定により営業保証金を供託したものとみなす。

金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者については、当該者が附則第二百一一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号

第二百五十五条 新信託業法第五条第二項第八号トの適用については、旧信託業法第百二条第二項定にかかるわらず、その登録を受けた日において新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

のとみなされる者は、同項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

前項の営業保証金の取戻しは、施行日前に当

(新金融商品取引法第六十五条の五第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条(同項の規定により適用する場合を含む。)の事業報

イからチまでのいづれかに該当している者を除く。」が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算

又はこれに相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者での処分を受けた日から五年を経過しない者は、新信託業法第

該営業保証金につき旧信託業法第九十一条第六項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。

告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

して五年を経過する日までの間は、適用しない。
施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者に対してされた旧信託業法第二百二条第一項又は第二項（これらの

五条第一項第八号トに該当する者とみなす。
(権限の委任)
第二百六十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(処分等の効力)

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定、同法第十五条の九の一を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百零一条の八第一項及び第二百二十一條の五の改正規定、第六条中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第九条の七の四並びに第九条の七の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九

第三章中第百五十五条の次に二条を加える改正規定、同法第二百四十九条の改正規定、同法第二百四十一条第一項第三号の次に「一號」を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に「二條」を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同

規則の適用に関する経過措置

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

る規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月二十四日法律第五号）抄
（施行期日）

第二百十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三 一及び二 略

(検討)
第二百一十一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六号)抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

六十条の十三及び第六十六条の十四第一号ロの改正規定、同法第七十七条に一項を加える改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える改正規定、同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第一百五十六条の三十一の次に一項を加える改正規定、第二条中無尽業法目次改正規定（第十三条）を「第十三条ノ一」に改める部分に限る）、同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に二条を追

旅行の日から施行す。

附 則
（平成二〇年六月一三日法律第六
五号）抄

の三の次に一条を加える改正規定、同法第十一
条の十の三の改正規定、同法第十一条の十
二の二を同法第十二条の十二の三ヒ、同法

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月三十日^二までの間に、(施行期日)

二の二を同法第十一条の十二の三とし 同法
第十一条の十二条の次に一条を加える改正規定
又が同云第十二条の五の文三見三、第五条

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

及び同法第九十二条の五の改正規定 第五条
中水産業協同組合法第十一条第四項第二号及
び第一二条の二、第三項第一款第一二項

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において

ひ第十一條の九の改正規定 同法第十一條の十の次に一条を加える改正規定 同法第十一條の十三第二項及び第十五条の七の改正規

な経過措置は、政令で定める。
(検討)

員会設置法（平成二十一年法律第四四八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三

(施行期日)

二号) 抄

(施行期日)

三号) 抄

(施行期日)

四号) 抄

(施行期日)

五号) 抄

(施行期日)

六号) 抄

(施行期日)

七号) 抄

(施行期日)

八号) 抄

(施行期日)

九号) 抄

(施行期日)

十号) 抄

(施行期日)

十一号) 抄

(施行期日)

十二号) 抄

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十四年九月一二日法律第八

六号) 抄

七号) 抄

八号) 抄

九号) 抄

十号) 抄

十一号) 抄

十二号) 抄

十三号) 抄

十四号) 抄

十五号) 抄

十六号) 抄

十七号) 抄

十八号) 抄

十九号) 抄

二十号) 抄

二十一号) 抄

二十二号) 抄

二十三号) 抄

条の規定、第四条中農業協同組合法第十一條の第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十一条のうち農林中央金庫法第五十八条中の第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第五十五条の規定第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中の第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第十二一条中信託業法第九十条第一項、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第十二条第三項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定の日から起算して二十日を経過した日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する罰則の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置）を講ずるものとする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十七条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十七条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五号) 附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(「規定」)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(「規定」)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月二七日法律第九
一号) 抄
(施行期日)
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三日法律第六二
号) 抄
(罰則に関する経過措置)
この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)
第二十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年五月二十四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月一日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百

七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(檢討)

(検討) 第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一〇日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 号抄

この沿行い、丹波等一部改正沿行に水の増行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和五年六月一六日法律第六三

(施行期日) 手

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置）を定めること。

附見
令和五年一月二十九日法行第十一
九号) 抄

第一條　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

む。)の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定(「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く。)、同法第一百八十四条第一項、第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条第二号の四並びに第二百五条第十二号及び第十三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八十二条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十一条第二項の改正規定、第四条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く。)、第五条(農業協同組合法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)及び第六条(水産業協同組合法第一百六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止の提供が確保されていない場合の売買等の正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」

を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。並びに同法第二十五条の二の改正規定(四第三号及び第四号の改正規定、第十一一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定(第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の二の五の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二の二の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(に対する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)

備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分(有限)を除く)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条までで、第二十三条(第一項を除く)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第四号新信託業法第二十四条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号新金融商品取引法第二十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法

4 ては、なお從前の例による。
第四号新信託業法第二十九条第三項（担保付
社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第
八条及び第四号新兼營法第二条第一項において
準用する場合を含む。以下この項において同
じ。）の規定は、第四号施行日以後に終了する
第四号新信託業法第二十九条第三項の計算期間
において同条第二項各号（担保付社債信託法第
八条及び第四号新兼營法第二条第一項において
準用する場合を含む。）の取引をする場合における
第四号新信託業法第二十九条第三項の取引の
状況その他の内閣府令で定める事項の情報の
提供について適用し、第四号施行日前に終了す
る第四号旧信託業法第二十九条第三項（担保付
社債信託法第八条及び第四号旧兼營法第二条第
一項において準用する場合を含む。以下この項
において同じ。）の計算期間において第四号旧
信託業法第二十九条第二項各号（担保付社債信
託法第八条及び第四号旧兼營法第二条第一項に
おいて準用する場合を含む。）の取引をした場
合における第四号旧信託業法第二十九条第三項
の取引の状況を記載した書面の作成及び交付に
ついては、なお從前の例による。

第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。
2 第四号新信託業法第二十六条（第四号新兼營法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第四号新信託業法第二十六条第一項の信託契約が成立する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧信託業法第二十六条第一項（第四号旧兼營法第二条第一項において準用する場合を含む。）の信託契約が成立した場合については、なお従前の例による。

3 第四号新信託業法第二十七条（第四号新兼營法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第四号新信託業法第二十七条に規定する計算期間（第四号新信託業法第二十七条に規定する計算期間をいう。）に係る同条の信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する計算期間（第四号旧信託業法第二十七条第一項（第四号旧兼營法第二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する計算期間をいう。）に係る第四号旧信託業法第二十七条第一項の言託材産大元報告書の作成及び交付につい

(罰則に関する経過措置)
第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。